

コンサートピアノ等保守点検業務実施要領

1 目的

コンサートピアノ等の利用者が常に良好な状態でコンサートピアノ等を利用できるように、また長期にわたり良好な状態を保てるように、必要な維持管理を実施する。

2 総則

- (1) 維持管理を行う者はコンサートピアノ等の維持管理方法等について知識のある者とする。
- (2) 本業務に関する技術的責任は全て指定管理者が負うこと。
- (3) 調律を行う者は(社)日本ピアノ調律師協会会員である者とする。催事等の主催者が実施する場合でも同様とする。

3 継続管理対象設備 (コンサートピアノ等)

コンサートピアノ (スタインウェイD-274)	1台
アップライトピアノ (ヤマハ YU-5)	1台
アップライトピアノ (ヤマハ U3-10A)	1台

4 維持管理内容

必要となるコンサートピアノ等の維持管理の内容はおおむね下記のとおりである。ただし、目的とすることは常にコンサートピアノ等を良好な状態に保つこと、また耐用年数以上の長期に渡りコンサートピアノ等を良好な状態に保つことであるから、それを達成するために必要となることは常に実施しなければならない。

(1) ピアノ庫の温湿度管理

スタインウェイ (D-274) は使用時以外が温度・湿度がピアノを保管する上で適正に保たれたピアノ庫に保管されている。このピアノ庫の温度・湿度を毎日(休館日は除く)確認し、必要な場合は空調機・加湿器・除湿機の調整を行う。

(2) 定期保守点検

「5 定期保守点検」に述べる内容に相当する定期保守点検を実施する。

(3) ピアノ弾込み

スタインウェイ (D-247) の状態を維持するため、必要に応じてピアノの弾込みを実施する。
ピアノ弾込みの実施者は大学ピアノ課卒業以上の経歴を持つ者とする。

(4) 修繕

ピアノの劣化状況、利用頻度等を踏まえ適切な修繕を実施する。

(5) その他

- ア スタインウェイ (D-274) のピッチは原則422Hzで管理すること。
- イ 維持管理に必要となる技術資料の収集・整備を行うこと。
- ウ 消耗品、補修部品、交換部品等の保管・管理を行うこと。
- エ 維持管理に必要となる各種記録(保守点検記録、機器故障記録等)を行うこと。
- オ 運用マニュアル等を作成し、運用の利便性を計ること。
- カ 維持管理計画書を作成すること。

5 定期保守点検

(1) スタインウェイピアノの定期保守点検を行う者は、スタインウェイジャパン認定の技術者(スタインウェイ会員)、もしくはスタインウェイ会員技術者の保証を得た技術者とする。アップライトピアノの定期保守点検を行う者は同等ピアノの保守点検方法等の知識を持ち、また経験のある技術者とする。

(2) 定期保守点検の実施回数は年2回以上とし、内容は下記に示す内容以上のものとする。

	保守点検内容	
	前期	後期
コンサートピアノ (スタインウェイD-274)	調整・調音・調律・その他	調整・調音・調律・その他
アップライトピアノ (ヤマハ YU-5)	調整・調音・調律・その他	調律
アップライトピアノ (ヤマハ U3-10A)	調整・調音・調律・その他	調律

(3) 点検の内容は下記の通りとする。

調整

- (1) 鍵盤調整
- (2) ベッティングスクリューの調整
- (3) 鍵盤高の調整
- (4) 弦合わせ
- (5) ウィペン合わせ
- (6) 打弦距離調整
- (7) ジャック前後の調整
- (8) ジャック上下の調整
- (9) ハンマー接近量の調整
- (10) 鍵盤の深さ調整
- (11) ハンマー ドロップ量の調整
- (12) バックチェックの調整
- (13) レペティションスプリングの調整
- (14) ダンパー調整
- (15) ペダル調整

整音

- (1) 弦のレベル合わせ
- (2) ハンマーの針入れ
- (3) ハンマーの整形

調律

- (1) 調律
- (2) アクション、ハンマー等各部の状態の確認

その他

- (1) 各部のネジ締め
- (2) 潤滑部分のオイル処理
- (3) 全体清掃

6 細則

- ア 催事で使用する場合は事前に動作確認を行うこと。
- イ 保守点検等を第三者に委託した場合は、指定管理者は実施状況・実施内容等の確認を行い、実施者に対して必要な指示・監督を行うこと。また完了時には検査を実施すること。
- ウ 保守点検等を行ったときは指定管理者は報告書及び記録写真等の資料を作成し整備・保管すること。
- エ 修繕(補修)を第三者に請け負わせた場合は、指定管理者は実施状況、実施内容等の確認を行い、実施者に対して必要な指示・監督を行うこと。また完成時には検査を行うこと。
- オ 修繕(補修)を行った時は、完成図書及び記録写真等の資料を作成し整備・保管すること。
- カ 各種記録には日時、対象設備、対象箇所、対応者、費用等の維持管理に必要となる項目を記載すること。
- キ 消耗品、補修部品、交換部品は在庫数量、製品供給期間、製品寿命等を考慮し必要数量を保管・管理すること。
- ク 設備に変更を加えた場合は関連する技術資料の更新を行うこと。
- ケ 維持管理計画書には年度毎の保守計画、修繕計画、設備更新計画等をまとめること。
- コ 維持管理計画書には保守費・修繕費・更新費および時期を明示すること。
- サ 維持管理計画書の想定年数は10年以上の期間とすること。